2　第一節2(h)及び(i)の規定の適用上、輸入者は、輸入締約国の権限のある当局に関税割当ての証明書を申請するものとする。ただし、輸入者は、1(a)に規定する証明書を取得することは要求されない。

3　関税割当ての運用上、両締約国は、関連する事項について情報を交換すべきである。交換する情報には、1(e)及び2に規定する関税割当ての証明書であって、輸入締約国の権限のある当局によって発給されるものの発給に関する情報及び割り当てられた総量に関する情報（当該割り当てられた総量に関する情報は、当該関税割当てを行った月の翌月末までに交換すべきである。）を含むものとする。

4　この条の規定に関連して生ずる問題の解決に当たっては、両締約国は、両締約国の権限のある当局を通じて協議を行うことができる。

第三条　品目証明書

1　日本国の表の5欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品について、この附属書に従って関税上の特恵待遇を要求する輸入者は、輸出締約国によりそれぞれの輸出について発給された証明書を輸入締約国の税関当局に提出する。

2　輸出締約国の発給当局により発給された衛生についての証明書又は輸出締約国の発給当局により正当に認証されたその写しにおいて産品を特定する詳細の欄に次の事項が記入されている場合には、当該証明書又は当該写しは、品目証明書として用いられる。

(a)　1に規定する原産品が分類される品名であって、日本国の表の2欄に定めるもの

(b)　仕入書の番号及び日付

3　輸出締約国は、この協定の効力発生の時に、品目証明書の書式、輸出締約国の発給当局の名称及び品目証明書を発給できる職員の氏名を記載した登録簿並びに品目証明書の発給のために使用される署名及び印章の見本及び図案を輸入締約国に通報する。輸出締約国は、輸入締約国にそれらの変更について通報する。通報は、受領の確認を伴う方法により行う。

4　輸出締約国の発給当局は、品目証明書の偽造を防止するために必要な措置をとる。

5(a)　輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある当局に対し、品目証明書が真正なものであるか又は品目証明書に含まれる情報が正確なものであるかについての確認を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、その要請の受領の日の後九十日以内に、要請された情報を提供する。

(b)　輸入締約国の税関当局は、次の場合には、この附属書に従って関税上の特恵待遇を与えないことができる。

(i)　輸出締約国の権限のある当局が、輸入締約国の税関当局からの要請を受領した日の後九十日以内に回答しない場合

(ii)　輸入締約国の税関当局に提供された情報が、品目証明書が真正なものであること又は品目証明書に含まれる情報が正確なものであることを判断するのに十分でない場合

6　輸入締約国の税関当局は、その要請に対する回答があるまでの間、問題とされる品目証明書の対象となる産品についてこの附属書に従って関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、その停止が、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。

7　この条の規定に関連して生ずる問題の解決に当たっては、両締約国は、輸出締約国の権限のある当局及び輸入締約国の税関当局を通じて協議を行うことができる。

（第三編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書二（第二章関係）　第二十条及び第二十二条の規定に関連するペルーの措置

1　第二十条及び第二十二条1の規定は、ペルーがとる措置であって、次に掲げるものについては、適用しない。

(a)　中古の衣類及び履物に関する措置であって、二千五年五月二十三日の法律第二八五一四号及びその修正に基づくもの

(b)　中古車並びに中古の自動車用のエンジン、部品及び補充品に関する措置であって、千九百九十六年八月三十日の政令第八四三号、二千年九月二十日の緊急政令第〇七九―二〇〇〇号及び二千八年十二月十八日の緊急政令第〇五〇―二〇〇八号並びにそれらの修正に基づくもの

(c)　中古のタイヤに関する措置であって、千九百九十七年六月七日の大統領令第〇〇三―九七―SA号及びその修正に基づくもの

(d)　放射性物質をエネルギー源として使用する中古の産品、機械及び設備に関する措置であって、二千二年六月十九日の法律第二七七五七号及びその修正に基づくもの

注釈　(a)から(d)までに規定する修正は、この協定の効力発生の日において効力を有するものをいう。

2　1に規定する措置の継続、更新又は修正は、この協定に適合する範囲内で認められる。

附属書三（第三章関係）　品目別規則

第一編　一般的注釈

1　この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a)　特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b)　この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(c)　関税分類の変更及び特定の製造若しくは加工作業の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(d)　次の定義を適用する。

(i)　「部」とは、統一システムの部をいう。

(ii)　「類」とは、統一システムの類をいう。

(iii)　「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(iv)　「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

2　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

第二編　品目別規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類　動物（生きているものに限る。）

○一・○一―○一・○六	第○一・○一項から第○一・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類　肉及び食用のくず肉

○二・○一―○二・一○	第○二・○一項から第○二・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

注釈　第三類のシュリンプ及びプローン（リトペナエウス・バナメイ）、フラウンダー（パラリクティス・アドスペルスス）、ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）並びにティラピア（オレオクロミス属のもの）への適用上、これらの産品が稚魚又は幼生の段階で輸入されるものであって次の要件を満たす場合には、当該産品への関税分類の変更を必要としない。

(a)　シュリンプ及びプローン（リトペナエウス・バナメイ）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の体長が、輸入の時点において一・五センチメートルを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも二箇月間成育されること。